平成２４年（フ）第５６７号
神戸市北区小倉台２丁目23番地の９
債務者　管田　吉伸
１　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　米田　耕士
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月11日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５８７号
神戸市灘区高羽字瀧ノ奥５番地の３　リビオ六甲高羽514号、従前の住所神戸市灘区寺口町３番11号　サン六甲Ｂ102号室
債務者　平野電気空調こと　平野　拓也
１　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　村上　英樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月２日午前10時
５　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６６号
福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵388番地８
債務者　山本　　務
１　決定年月日時　平成24年７月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　林田　太郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月15日午後２時15分
５　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第４４号
熊本県玉名郡長洲町大字清源寺2346番地47
債務者　小柳　久志
１　決定年月日時　平成24年７月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第４５号
熊本県玉名郡長洲町大字清源寺2346番地47
債務者　小柳　凉子
１　決定年月日時　平成24年７月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第１７３号
愛知県豊田市金谷町２丁目６番地　池田アパート２号
債務者　奥野　　学
１　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第２０９号
愛知県安城市横山町石ナ曽根220番地４　サントヴィラージュＣＯＮＦＯＲ202、前住所愛知県安城市小堤町12番10号
債務者　イームこと　三島名美子
１　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第２７６号
愛知県豊田市泉町２丁目６番地３　サニーレジデンス204号、前住所愛知県豊田市下林町１丁目112番地　グリーンハイツすずむら201号
債務者　坂田健一郎
１　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１４１号
岡山県倉敷市西阿知町396番地５　サンハイム201号
債務者　猪木由美子
１　決定年月日時　平成24年７月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第６９号
三重県伊勢市二俣１丁目10番４号、前住所三重県伊勢市辻久留１丁目16番16号
債務者　森本　　延
１　決定年月日時　平成24年７月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第８６１号
埼玉県戸田市笹目４丁目13番地の21　プレステージ笹目301号室
債務者　矢部　文士
１　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８６３号
さいたま市桜区大字上大久保585番地２　ニューマリッチ小池301
債務者　佐々木秀則
１　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８８３号
さいたま市南区大谷場２丁目14番22号　ハイツブラザー210
債務者　那須　知紀
１　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８９３号
埼玉県鴻巣市南１丁目22番14号　コスモ関根101、住民票上の住所埼玉県草加市手代町1032番地33
債務者　西川　正人
１　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８９４号
埼玉県蓮田市見沼町13番12号　ビーライン日信Ｂ―103号
債務者　土門　　南
１　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９４５号
埼玉県桶川市大字倉田2272番地の11
債務者　関口　　舞
１　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９４７号
埼玉県蓮田市根金1326―Ｂ112、住民票上の住所埼玉県羽生市大字上川俣468番地３
債務者　島田　真一
１　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係